

●香川県警察本部告示第11号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年9月15日

香川県警察本部長 小 島 隆 雄

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
(標準試験車) 第40条 略					(標準試験車) 第40条 施行規則第24条第6項本文の規定により技能試験において使用する自動車（以下「標準試験車」という。）は、同項の表に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる車体の大きさ等で同表の右欄に掲げる装置等を有するものとする。						
免許の種類	車体の大きさ等				装置等	免許の種類	車体の大きさ等				装置等
	自動車の区分	長さ	幅	軸距			自動車の区分	長さ	幅	軸距	
略	略				略	略	略				略
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	総排気量0.700リットル以上の大型二輪車（AT限定大型二輪免許にあっては、総排気量 <u>0.600リットル以上0.650リットル以下</u> のもの）	オートマチック車以外の大型自動二輪車については、 <u>総排気量が0.700リットル以上1.300リットル以下</u> で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの			略	大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	総排気量0.700リットル以上の大型二輪車（AT限定大型二輪免許にあっては、総排気量 <u>0.60リットル以上0.650リットル以下</u> のもの）	オートマチック車以外の大型自動二輪車については、 <u>総排気量がおおむね0.750リットル</u> で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの	オートバイ型（オートマチック車にあっては、スクーター型）とする。		
略	略				略	略	略				略

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。